行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	食品•生活衛生課	整理番号	4-2
許認可等の種類	法人の合併又は分割の場合の地位の承継承認				
根拠法令条例 等•条項	旅館業法第3条の2第1項				
許認可等の概要	法人の合併又は分割の場合の地位の承継承認の許可				
審査基準(未設定の場合はその理由)	1 次に掲げる法人からの申請であること。 (1) 合併の場合 ・旅館業を営む法人(甲)又は甲を含む複数の法人を合併(吸収)して存続する法人。 ・旅館業を営む法人(甲)を含む複数の法人の合併により設立される法人で、甲以外を名称とする法人。 (2) 分割の場合 ・旅館業を営む法人の分割により、当該旅館業を承継する法人。 (3) 法人及び旅館に関する業務を行う役員(以下「申請者」という。)が、旅館業法及び同法に基づく処分に違反して刑に処せられた者でないこと。 (4) 申請者が、旅館業営業の許可を取り消された者でないこと。 2 申請は、合併又は分割に先立って行われること。 [以上、旅館業法及び同法施行規則]				
基準の制定根拠	・旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号) ・旅館業法施行規則(昭和23年7月24日厚生省令第28号) ・昭和60年12月24日付け環指第270号厚生省生活衛生局長通知「許可、認可等民間活動 に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場法等の一部改正の施行につ いて」				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日				
期間の制定根拠	_				